

酒税納税申告書（差額課税用）の記載要領

- 1 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「沖特法」という。）第81条第1項又は第2項の規定により酒類製造者とみなされた者は、移出にかかる酒類の課税標準等及び税額等について、この申告書により、2の(1)に記載の販売場等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、国税通則法第19条第1項及び第2項《修正申告》に規定する修正申告又は同法第23条第3項《更正の請求》に規定する更正請求書に添付する更正前後の課税標準等又は税額等を記載した書類としても、この申告書を使用してください。この場合には、修正後又は更正後の全部について所定事項を記載するとともに、すでに提出している申告書と異なる記載を行った部分については、すでに申告した数量、金額を朱書きで併記してください。

2 酒税納税申告書（差額課税用）

- (1) 「販売場等」欄は、沖特法第81条第1項又は第2項に規定する沖縄県以外の本邦への軽減税率適用酒類の積込場所又は製造場とみなされた酒類の販売場を記載してください。

- (2) 「申告者」欄は、申告者が個人である場合には、氏名を記載し、申告者が法人等の場合には、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。

なお、代理人が申告書を提出する場合には、被代理人の氏名又は名称を記載するほか、「同代理人」と冠し、代理人の住所及び氏名を記載してください。

- (3) 「算出税額①」欄は、「税額算出表」の「差引税額」欄の合計額を記載してください。

- (4) 「端数切捨②」欄は、国税通則法第119条《国税の確定金額の端数計算等》の規定により切り捨てられる金額を記載してください。

- (5) 修正申告書として使用する場合には、「この申告書による税額」欄は、修正後の内容を記載してください。

また、「修正申告の場合の修正申告前の確定額」欄は、修正申告書提出前に提出した納税申告書の「この申告による税額」欄の記載内容又は修正申告書提出前に受けた酒税の更正又は決定及び加算税賦課決定通知書の次葉の「調査額」の「③」若しくは「④」欄の記載内容を「⑦」若しくは「⑧」欄に記載してください。

(8) 税額算出表

イ 税額算出表には、申告すべき酒類を次表のように酒類の品目別に分類し、更に酒税法第23条《税率》、措置法第87条の2《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》の適用区分並びにアルコール分別（措置法第87条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》又は所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」といいます。）附則第54条《清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》若しくは第55条《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》の適用を受ける場合は、更にその別）にそれぞれ細分して記載してください。

また、酒類の品目別については、次表の順に、同一分類の酒類については適用税率順に、更に、それが同一のものはアルコール分の高いものの順に品目別計及び総合計を記載してください。

清酒		甘味果実酒		その他の醸造酒		
合成 清酒	本則適用分	ウイスキー		スピリッツ		
	措置法適用分	ブランデー		リキュール		
	計	原料用アルコール		粉末酒		
連続式蒸留焼酎		発 泡 酒	麦芽の使用割合が 50%以上のもの又は アルコール分が10度 以上のもの	そ の 他 の 雑 酒	み り ん 類 似	本則適用分
単式蒸留焼酎						措置法適用分①
						措置法適用分②
			措置法適用分③			
み り ん	本則適用分		麦芽の使用割合が 50%未満25%以上の もの	雑 酒	その他のもの	
	措置法適用分①				計	
	措置法適用分②			雑 酒	みりん類似のもの	
	措置法適用分③		本則適用分			
計				計		
ビール						
果実酒			計			

(注) その他の雑酒については、旧酒税法上の分類である。

ロ この表の各欄は、次の要領で記載してください。

(イ) 「酒類の品目別」欄は、イに区分するところにより記載してください。

(ロ) 「アルコール分別」欄は、税率適用区分の異なるごとに記載してください。

(ハ) 「その他の区分」欄は、発泡性が有る場合には発泡性が有る旨を記載してください。

(ニ) 「課税標準数量」欄の数量に10ml 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数量を記載してください。

3 「税理士法上の書面の有無」欄は、当該書面を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。